

官公需適格組合制度について①

- 官公需適格組合制度とは、要件を満たす組合を官公需適格組合として中小企業庁（各地方経済産業局等）が証明するものです。
- 官公需適格組合は、**入札参加で特例***を受けられる可能性があります。

* 特例について

競争契約参加資格審査において、総合点の算定方法に関して、

年間平均完成工事高の合算／自己資本額の合算／従業員数の合算／技術職員数の合算などの特例措置を受けることができます。

（国では物品の製造・販売等において採用、地方公共団体では約 1 / 4 が採用）

官公需適格組合の種類と数（平成29年12月末現在）

物品	役務	工事	合計
186組合	464組合	202組合	852組合

平成29年6月より、「**物品納入等（物品又は役務）**」と「**工事**」の両方で証明を取得することが可能になりました。

官公需適格組合の要件

- (ア) 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。
- (イ) 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。
- (ウ) 共同受注担当役員の定め、共同受注委員会の設置があること。
- (エ) 役員及び実施組合員が共同受注案件に関して連帯して責任を負うこと。等

官公需適格組合制度の周知

- ・「官公需適格組合名簿」及び「官公需適格組合便覧」を中小企業庁ホームページにて公表しています。
（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>）
- ・国等の発注機関別の官公需適格組合の受注実績を公表しています。

官公需適格組合制度について②

- 官公需適格組合への配慮に関する取組状況の公表や、発注機関への発注事例の情報提供を行い、官公需適格組合制度の周知・活用に努めています。

	官公需適格組合との契約実績（平成28年度）	
	件数	金額（千円）
国等計	3,601	18,475,369
地方公共団体＊計	12,439	58,001,379

＊地方公共団体とは、都道府県、東京都特別区及び人口10万人以上の市（計333自治体）

施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例	財政局資産管理部契約課が所掌する工事契約についての事業協同組合の受注機会の確保を図るため、川崎市競争入札参加者選定規程に基づき競争入札参加資格を審査する場合における事業協同組合の総合数値の算定方法等に関する特例を設ける。	神奈川県川崎市
随意契約及び競争入札参加資格における特例	官公需適格組合を活用した2つの取組を実施。①随意契約において、見積書を徴する相手方として官公需適格組合1者を選定できる。②官公需適格組合の競争入札参加資格について、契約実績、自己資本額、従業員数、営業年数について特例を設定。	北海道